

第 35 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 7 年 1 月 9 日（木） 午後 2 時 00 分～

2. 会 場 黒潮町役場本庁 3 階 中会議室

3. 出席委員 【農業委員】

1 番 小谷健児、2 番 野坂賢思、4 番 山下理恵、
5 番 濱口佳史、6 番 金子俊博、7 番 橋田美和、8 番 伊芸精一、
9 番 松本昌子、10 番 垣谷征志、11 番 酒井幸男、12 番 福留康弘、
13 番 ハジィフ泉、14 番 吉尾好市

【推進委員】

1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、3 番 若藤陽介、5 番 小橋誠一、
6 番 尾崎澄夫、7 番 西村二男

4. 欠席委員 【農業委員】

3 番 江口千寿

【推進委員】

4 番 宮川建作

5. 議事日程

（1）出席委員の確認及び議事録署名委員の指名

（2）各議案の審議

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請（農業委員会会長許可）について（1 件）

議案第 2 号 農地法第 4 条許可申請（県知事許可）について（1 件）

議案第 3 号 非農地証明願について（2 件）

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利
用集積計画の決定について

（3）その他の討議・報告事項について

食育活動について

議 長 それでは予定の人員もそろいましたんで、ちょっと時間早いですけど、これよりまた1月の定例会を始めたいと思います。穏やかな三箇日でございましたが、昨年は大変な地震とかもありましたが、今年は何とか穏やかな三箇日で、皆さんもいろいろなお正月を過ごしたと思います。また、今年はインフルエンザが今大変はやっておりますので、皆さんも十分に気を付けて、また今年1年ではありませんが、取りあえず3月いっぱいですが、今年もどうぞよろしく願いをしたいと思います。ご協力のほど、何とぞお願いします。

それでは早速、定例会を始めたいと思います。今日の欠席者、〇〇さんと、それから〇〇君がちょっと入院とかいうようなことで。〇〇さんも何かじん帯を傷めたというようなことで、今日は欠席ということでございます。それで今日の議事録署名人ですが、〇〇さんと〇〇さんをお願いをしたいと思います。

それでは早速、定例会始めたいと思います。それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請について1件出ております。事務局の方から説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお願いします。議案第1号、農地法の第3条申請です。まず、番号1番、譲渡人、〇〇さんです。譲受人、同じく〇〇さんとなっております。申請地としまして、黒潮町浮鞭字前奥尾2692番1、畑183平米となっております。理由としまして、所有権の移転・売買になります。続いて、2ページからお願いします。まず、航空写真となっておりますが、場所としまして、浮津の集会所を、鉄道をまたいで北側の方に渡っていった、畑が何筆か連なっているところになります。続いて、次の3ページがゼンリンの地図となっています。続きまして、4ページが拡大の航空写真です。こちら、現況の方がまだ休耕中ということになってまして、草木が生い茂ってる状態のようですが、こちらを切り開いて耕作をしたいということのようです。

続きまして、5ページが公図となっています。今回の申請地がこちらの2692-1ですけども、その左右にあります2693-1と2691-1。こちら、今回譲受人さんの〇〇さんの所有の畑となっております。次の6ページが現況写真なんですけど、一体的にここを切り開いて、たたいてから耕作をしていきたいということのようです。続きまして、7ページが第3条調査書ですので、読み上げさせていただきます。まず、譲受人、〇〇さん。譲渡人、〇〇さんです。第2項第1号につきまして、譲受人は主に季節野菜を栽培しており、今後の営農予定の状況から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。作業従事者としまして、〇〇となっております。所有機械としてまして、軽トラック、管理機、草刈機、それぞれ1台となっております。第2号と第3号は、該当ありません。第4号については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事するものと見込まれます。年間200日の作業従事日数となっております。第5号は、該当ありません。第6号、地域調和につきましては、所有権移転後はイモを栽培する予定であるため、周辺状況などに影響はないものと見込まれます。事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方からの説明がありましたが、担当委員さんの方で補足説明あれば。

〇〇委員 年末にちょうど知った人がおって、ここの〇〇さんのお母さんに話を聞きに行ったところ、耕作がイモとなっておりますが、イモはちょっとイノシシが来るけん作りにくいじゃないろうかという話をしましたところ、野菜その他を植えますということであります。申請地のこの3番のところ見てもろうたらよろしいかと思いますが、ちょうどこの図面のこの申請地のところにお宮さんがあります。実は、このお宮さんがの入り口がない。お宮に進入する道がないということで、本来なら地区が購入して入り口を造ったらええかじゃないろうかという話がありました。でも、そういう場合にはこの購入するいうことができないじゃないろうかいうがで、この〇〇さんが購入するということであります。お母さんが野菜をずっと作っておりますので、問題ないと思います。将来、何年か先にはまたこのところが出てくるがじゃないろうかとは思っております。今度、地区が購入して、道として造らせてもろうたらという。以上です。

議 長 今、〇〇さんの方からも報告がありましたが、この件につきまして何か質疑質問ありませんか。将来的には、地区の方でそのお宮に行く道を確保したいと、そういうことでございますが。何かないですかね。現在は、ほいたら野菜と。
何か、ないようですかね。そのお宮さんいうのは、どこにあるが？この写真で見る限り。

〇〇委員 4ページの図面見たらちょっと開けたような平らの土地がありますがね、そのすぐ左側です。これの山みたいになっちゃうところが、これがお宮さんです。

事務局 3ページのゼンリンの地図を見たら分かりやすいです。

議 長 分かりました。ないですかね、何か。ないようでしたら、承認を受けたいと思いますが。(質疑等なし)

それでは、3条許可申請1番につきまして承認されます方、挙手願います。

挙手全員です。3条許可申請1番につきまして、承認をされました。それでは、議案第2号、農地法第4条許可申請について1件出ております。事務局の方から説明をお願いします。

事務局 また1ページをお願いします。議案第2号、農地法4条申請、1件出ております。番号1番、申請人、〇〇さんです。申請地としまして、黒潮町馬荷字永田2527番、畑59平米のうち9.31平米となっております。申請理由としまして、既存墓地は山頂にあり、不便で維持管理が困難なため、所有している畑の一部に新しい墓を作りたいとのことです。

8ページからをお願いします。まず、航空写真ですけども、場所の方が、左下の方に見

えております集活センターかきせを4、500mぐらい過ぎて奥へ行きまして、中馬荷の集落にある場所となります。

次、9ページがゼンリンの地図となっております。

続きまして、10ページが拡大の航空写真です。こちら、申請地の少し右側に見えておりますお家が、〇〇となっております。

続きまして、11ページが公図となっております。こちらの申請地、2527番地が全59平米となっておりますが、このうちの9.31平米のみの土地転用となります。

続きまして、12ページが土地利用計画図及び排水計画図となっております。

こちらの方ですけれども、その中央ですね、2m四方にコンクリートを敷き納骨堂を設置するという事です。周囲には、目隠しとなる樹木を植えるとのことです。コンクリート以外の部分は、碎石を敷きます。申請地の東側の〇〇でありまして、そこにブロックが今立っておりますが、それを撤去して進入口とするとのことです。次の14ページが現況写真となっております。こちらに今申し上げたブロックが右側に載っておりますので、ここを撤去して進入口とするということです。排水計画については、雨水は全て敷地内への自然浸透とのことです。資金計画としましては、墓地建設資金として〇〇ということです。隣接同意については、12ページの方を見ていただいたら分かるんですけども、2544-1と2549が、少しなんですけれども隣接しているということで、こちらから同意をいただいているということです。農地については、この2筆のみとなっております。事務局からは以上です。

議 長 今、事務局から説明がありました。担当委員さんの方で補足説明あれば、お願いします。

〇〇委員 30日に、〇〇さんと現地へ行きまして〇〇さんと話をしたんですが、現在の墓は、かなり山の上にあります。それで、その現在の墓まで行くかよいうて言うたけど、それはもうこらえてくれいうて言うたことでしたけど。それで、隣近所、承諾もらってるということで、何も問題はないと思います。以上です。

議 長 〇〇さんの方から、問題ないのではないかなというようにございました。何かほかの点につきまして質疑質問ある方、挙手願います。

〇〇委員 墓地の場合、よく人家から100mとかそういうことを以前よう聞いたことがあるんですが、同意さえもらえれば、それさえあればかまんということよね。

事務局 同意があれば大丈夫です。

〇〇委員 半径100m以内の規定というのは、今も生きてる？

事務局 墓地埋設法の中であったと思われます。

議 長 そこまでは、100m以内ということは課長の方で調べて、また来月でも報告してもらいたいと思いますが。この件につきまして何か質疑質問、ありませんかね。
(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。4条許可申請につきまして承認されます方、挙手願います。挙手多数です。4条許可申請につきまして、承認をされました。

それでは、議案第3号、非農地証明願について2件出ております。事務局の方から説明をお願いします。

事務局 また1ページをお願いします。議案第3号、非農地証明願、2件出ております。まず、番号1番、願出人、〇〇さんです。願出地としまして、黒潮町出口字上ミミトボリ2285番、畑59平米です。願出理由としまして、少なくとも30年以上前に耕作をやめ、現在は資材や土砂の保管場所となっているということです。

15ページからをお願いします。まず、航空写真ですけども、これまでも一体的に出てきております〇〇になっている場所になります。ですので、この非農地証明後は〇〇さんの方へ所有権移転を行うということのようです。こちら、出口地区から竹島の方へ向かっていく途中にあります〇〇となっております。

続きまして、16ページがゼンリンの地図となっております。

続いて、17ページが拡大の航空写真となっております。

続いて、18ページが公図となっております。

続きまして、19ページが現況写真となっております。現場としてはもうご確認いただけるとおり、作業道というような場所となっております。こちらですが、この〇〇さんの資材置場周辺については、非農地証明の手続きを踏んで処分して、ここより少し南側にある谷、少し竹島の方へ行った谷については3条申請により所有権移転の手続きを行うという、そういったパターンで手続きをこれまでも進めているようです。番号1番については、以上です。

議 長 今、事務局の方から非農地証明願の1番につきまして説明がありましたが、担当委員さんの方で。

〇〇委員 航空写真を見たらいいと思いますが、事務局が言うたように〇〇が既に使用してますので、そのまま譲渡の手続きをしたいということです。以上です。

議 長 今、〇〇君の方からも説明がありましたが、もう既に〇〇の方で土場として使用してお

りまして、もうかなり前からこういうふうな状態です。ほんで、ちょっとこの写真の左側にちょっと黒くなって樹木が植わっておりますが、これは〇〇が土場の後、土を盛ってミカンを植えて農地に戻しておりますが、そこの近く。ほんで、ここはずっと前からこういうような状態で、農地としては認められないというような状況ですが、何かこの点につきまして質疑ある方、挙手願います。もう、この〇〇さんに問いかけがはあちこち出ておりますが、ここはちょっとまだ農地として残っちゃったみたいですけど、もう既に〇〇がずっと前から使用しておりますんで、まあ許可あり次第、〇〇に登記替えするということでございますが。何かないですかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、非農地証明願の1番につきまして承認されます方、挙手願います。挙手全員です。非農地証明願の1番につきましては、承認をされました。続きまして、非農地証明願の2番、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 また1ページをお願いします。非農地証明願の2番です。願出人、〇〇さんです。願出地としまして、黒潮町出口字西折尾ノ谷2398番、田548平米となっております。願出理由としまして、少なくとも30年以上前に耕作をやめ、現在は山林化しているということです。

20ページからをお願いします。こちらの場所も、非農地証明後は〇〇さんの方へ所有権移転の手続きをする予定とのことです。〇〇さんが今作業している場所からちょっと山林の方に入っていくところになりまして、おそらく今後、また切り開いていくんじゃないかというふうに思われます。

続いて、21ページがゼンリンの地図となっております。

続いて、22ページが拡大の航空写真です。

続きまして、23ページが公図となっております。すいません、ちょっと山の中でしたので現況写真が撮れておらず、22ページの航空写真などで現況写真とさせていただけたらと思います。事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方からの説明がありました。担当委員さん、〇〇君。

〇〇委員 これも〇〇なのですが、〇〇さんが親戚で、何かほんと名義はお爺さんの名義になってみたいで、司法書士の〇〇さんが調べていったら、そういうことでやっとなつかまっていたのですが。これも取り次第譲渡なのですが、ちょっと〇〇さんが言うには、複雑なけんすつといくかどうかは分かりませんというふうなことを言いよったのですが。

議 長 今、〇〇さんの方からも説明がありました。何かこの件につきまして。以前からずっと出てきょうとこですが、何か質疑ある方、挙手願います。

〇〇委員 前回、この現場が下側の谷も申請に出ちよっとうね。ほんじゃけん、今、〇〇君が言うて初めて、あ、この全体を今後するという計画があるのかなと。

議 長 これはずっともう今、〇〇が買いようがよ。言うたら、ずっとここ出ようがやけんどね、そういうのが残っちゃったか分からん。まだ、ほかにもあるかも分からんけんど。まあ、ずっとこう準備も、〇〇が購入しようみたいな。多分、一部土場にしたり、そのがは農地に復元したりやけんど、一遍は削らないかんろうけん。そういうことで、いずれはもう〇〇のがになるがみたい。何か、ほかにありますかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。非農地証明願の2番につきまして承認されます方、挙手願います。挙手全員です。非農地証明願の2番につきましても、承認をされました。

続きまして、議案第3(4)号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、利用権の決定です。事務局の方から説明をお願いします。

事務局 議案第4号と書かれた当日資料をお願いします。こちら利用権の設定ですけども、相対と中間管理の方が両方出ております。まず、1ページ目が相対になりますので、ご説明をさせていただきます。この1つ目の7筆が、借受人さんが同じ方になっておりますので、一体的に説明をさせていただきます。借受人さんが、〇〇さんとなっております。まず、上の方から、6-65、貸付人、〇〇さんです。設定期間としまして、令和7年1月1日から令和17年12月31日の10年間となっております。場所としまして、下田の口字コイカド3041、田んぼ325平米、作目水稻、〇〇となっております。続いて、6-66、〇〇さんです。期間は同じで、場所が下田の口字カキセ2844、田1,254平米、作目水稻、〇〇となっております。続きまして、6-67、貸付人、〇〇さんです。設定は同じで、場所が下田の口字カキセ2843、田980平米、作目水稻、〇〇となっております。続いて、6-68、貸付人、〇〇さんです。期間は同じで、場所が下田の口字コイカド3033、田533平米、水稻で、〇〇となっております。続いて、6-69、貸付人、〇〇さんです。期間は同じで、場所が下田の口字岩合代2980、田834平米、水稻で、〇〇となっております。続いて、6-70、貸付人、〇〇さんです。期間は同じで、場所が下田の口字コイカド3034、田738平米、作目水稻、〇〇となっております。続いて、6-71、貸付人〇〇さんです。期間は同じで、場所が下田の口字コイカド3042、田288平米、作目水稻、〇〇となっております。続きまして、次の3筆が同じ貸付人、借受人となっておりますので、こちらも一体的に説明させていただきます。貸付人、〇〇さん。借受人、〇〇さんです。地番が抜けてますが、拳ノ川1843となります。設定期間が、令和7年1月17日から令和14年1月16日の、3筆全て7

年間となっております。続いて、6-73、期間は同じで、場所が拳ノ川字サブロク 89-1、田 813 平米、作目ニラ、〇〇です。続いて、6-74、期間は同じで、拳ノ川字サブロク 89-3、田 2,011 平米、作目ニラ、〇〇となっております。これらの筆は全て一体的な場所となっておりますので、同じ耕作者が同様の耕作をしております。続きまして、6-75 と 6-76、同じ借受人ですので、こちらでも説明をさせていただきます。貸付人、〇〇さん。借受人、〇〇さんです。期間としまして、令和 7 年 1 月 9 日から令和 12 年 1 月 8 日の 5 年間となっております。場所としまして、入野字カナヤシキ 4363-1、畑 451 平米、作目ラッキョウ、〇〇となっております。続いて、6-76、貸付人、〇〇さんで、借受人、〇〇さんです。期間は同じで、場所は入野字をカナヤシキ 4362-1、畑 314 平米、作目ラッキョウ、〇〇となっております。続きまして、6-77、貸付人、〇〇さんです。借受人、〇〇さんです。期間としまして、令和 7 年 1 月 9 日から令和 16 年 12 月 31 日となっています。場所が、田野浦字釜ノ口 3417、畑 357 平米、作目が千両、〇〇となっています。続きまして、6-78、貸付人、〇〇さん。借受人、〇〇さんです。期間としまして、令和 7 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日となっています。場所が、浮鞭字平成 3374、田 1,674 平米、作目ショウガ、〇〇となっています。

2 ページの方に入ります。6-79、貸付人、〇〇さんです。設定期間としまして、令和 7 年 1 月 10 日から令和 10 年 1 月 9 日です。場所としまして、浮鞭字新田 4004、田、面積、2,611 平米のうち 1,504 平米となっています。作目ニラ、〇〇です。同じく、6-80、〇〇さんです。期間としまして、同じく、令和 7 年 1 月 10 日から令和 10 年 1 月 9 日です。場所としまして、浮鞭字新田 4005、田、1,550 平米。作目ニラ、〇〇となっております。こちらの 2 筆は、個人と農地中間管理機構とで利用権設定後、〇〇さんと利用権設定をするとのこと。事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方から利用権の設定につきまして説明がありましたが、何か皆さんの方で質疑ある方、挙手願います。

〇〇委員 この〇〇さんの〇〇いうがは、これどうしたがぜ。

議 長 10 a 当たりに換算したらこうなるがやないが？

事務局 合計で〇〇と決めているようなので、これを面積で割り戻したら。

議 長 よろしいですかね。

〇〇委員 一番下から 1 つ目、2 つ目のとこ、10 a 当たりいうが〇〇円で、これはそれがええがね。〇〇円、10 a 当たり。ニラのね。これを見るのにね、今度は 31 ページを見るとね、10 a

当たりいうが〇〇円になっちゃうけどね。

事務局 ごめんなさい、総額が〇〇円ですね。

〇〇委員 〇〇になっちゃうね。

事務局 すいません、31 ページを見たら分かるのですが、上の筆が、総額が〇〇円になってまして。反当たりで言いますと、上の1つ目の〇〇さんの方が〇〇円で、下の〇〇さんのところが〇〇円になります。ごめんなさい、〇〇円というのは総額を書いてました。

(やりとりあり)

今申し上げたように、反当たりで言いますと、〇〇円と〇〇円になります。すいません。

議 長 ほかに、何かないですかね。

何かほかに、この利用権の設定について何かないですかね。ありませんかね。ないようでしたら、承認を受けたいと思いますが、いいですかね。

(質疑等なし)

それでは、議案第4号、利用権の設定につきまして承認されます方、挙手願います。挙手全員です。議案第4号、利用権の設定につきましては、承認をされました。

それでは、いったん止めます。

(午後2時54分終了)